

小規模事業場に係る水質汚濁防止に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共用水域の水質の汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、小規模事業場から排出される水による公共用水域の水質の汚濁防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定施設 生物化学的酸素要求量その他の水の汚染状態を示す項目として別表第2及び別表第3の項目の欄に掲げる項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものである汚水又は廃液を排出する施設で別表第1に掲げるもの〔水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条第2項に規定する特定施設及び湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第14条の規定により水質汚濁防止法第3条に規定する指定地域特定施設とみなされる施設を除く。〕をいう。
- (2) 小規模事業場 特定施設を設置する工場又は事業場をいう。
- (3) 公共用水域 水質汚濁防止法第2条第1項に規定する公共用水域をいう。
- (4) 排出水 小規模事業場から公共用水域に排出される水をいう。
- (5) 汚水等 特定施設から排出される汚水又は廃液をいう。

(指導基準)

第3条 別表第1の1の項に掲げる特定施設を設置する小規模事業場において排出水を排出する者は、その汚染状態が当該小規模事業場の排水口において別表第2の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の許容限度の欄に掲げる数値に適合する排出水を排出するものとする。

2 別表第1の2の項に掲げる特定施設を設置する小規模事業場において排出水を排出する者は、その汚染状態が当該小規模事業場の排水口において別表第3の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の許容限度の欄に掲げる数値に適合する排出水を排出するものとする。

3 別表第2の項目の欄に掲げる項目について、特定施設を有する小規模事業場が同表と同時に別表第3の適用を受ける小規模事業場である場合における当該小規模事業場に係る排出水についての当該項目に係る基準は、別表第2及び別表第3に定める基準のうち最小の許容限度のものを適用する。

(指導)

第4条 市長は、この要綱の施行に関し必要な限度において、別表第2又は別表第3の適用を受ける小規模事業場において排出水を排出する者がその汚染状態が当該小規模事業場の排水口において別表第2又は別表第3に規定する許容限度に適合しない排出水を排出し、又はそのおそれがあると認めるときは、その者に対し、排出水が許容限度に適合するために必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(排出水の汚染状態の測定等)

第5条 別表第2又は別表第3の適用を受ける小規模事業場において排出水を排出する者は、当該排出水に係る汚染状態について、排水基準を定める総理府令(昭和46年総理府令第35号)

第2条の環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年環境庁告示第64号）により、概ね1年に1度以上（1日当たりの平均的な排出水の量が30立方メートル以上の当該小規模事業場にあつては、6月に1度以上）測定し、その記録を3年間保存するものとする。

（特定施設の設置の届出）

第6条 工場又は事業場（以下「工場等」という。）から公共用水域に水を排出する者は、特定施設（別表第1の1の項に掲げる特定施設に限る。以下この条、第8条第2項、第9条第1項及び附則第2項において同じ。）を設置しようとするときは、設置の工事に着手しようとする日の30日前までに、次に掲げる事項を記載した特定施設設置等届出書（様式第1号）によりその旨を市長に届け出るものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 特定施設の種類
- (4) 特定施設の構造
- (5) 特定施設の使用の方法
- (6) 汚水等の処理の方法
- (7) 排出水の汚染状態及び量
- (8) 排出水に係る用水及び排水の系統
- (9) その他市長が必要と認める事項

（特定施設の構造等の変更の届出）

第7条 前条又は附則第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る前条第3号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、変更に係る工事に着手しようとする日又は工事を伴わない変更にあつてはその変更の日の30日前までに、特定施設設置等届出書によりその旨を市長に届け出るものとする。

（氏名の変更等の届出）

第8条 第6条又は附則第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る第6条第1号又は第2号に掲げる事項を変更したときは、その日から30日以内に氏名等変更届出書（様式第2号）によりその旨を市長に届け出るものとする。

- 2 第6条又は附則第2項の規定による届出をした者は、その届出に係る特定施設の使用を廃止したときは、その日から30日以内に特定施設使用廃止届出書（様式第3号）によりその旨を市長に届け出るものとする。

（承継）

第9条 第6条又は附則第2項の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該特定施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 第6条又は附則第2項の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前2項の規定により第6条又は附則第2項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から30日以内に承継届出書（様式第4号）によりその旨を市長に届け出るものとする。

（報告）

第10条 市長は、この要綱の施行に関し必要な限度において、排出水を排出する者に対し、汚水等の処理の方法、汚水処理施設の点検及び機能検査の結果その他必要な事項に関し報告を求めることができる。

(立入調査)

第11条 市長は、この要綱の施行に関し必要な限度において、排出水を排出する者の同意を得たうえ、当該職員に、当該小規模事業場に立ち入り、施設、帳簿、書類、排出水その他の物件を調査させることができる。

(補則)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 第6条の規定は、この要綱の施行の際現に工場等から公共用水域に水を排出する者で、特定施設を設置し、又は設置の工事に着手しているものについても適用する。この場合において、同条中「設置の工事に着手しようとする日の30日前までに」とあるのは、「この要綱の施行後遅滞なく」とする。
- 3 この要綱の施行の際現に特定施設を設置し、又は設置の工事に着手している工場等に対する別表第2及び別表第3の規定については、平成11年9月30日までの間は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調整された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成25年3月27日から施行する。

別表第1

1	食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に掲げる飲食店営業に供するために設置されるちゅう房施設及び健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第1項に規定する特定給食施設に設置されるちゅう房施設（総床面積が100平方メートル未満の工場等に係るもの及び汚水等が水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第72号から第74号までに掲げる特定施設、同令第3条の2に掲げる指定地域特定施設又は湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和60年政令第37号）第5条第2号に掲げるみなし指定地域特定施設において処理されるものを除く。）
2	千葉県環境保全条例施行規則（平成7年千葉県規則第62号）別表第3の1の項及び2の項に掲げる特定施設で、鹿島川及びこれに流入する公共用水域に排水を排出し、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上30立方メートル未満である工場等に設置されるもの

別表第2

項 目	許 容 限 度	
	既 設	新 設
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	80	30
浮遊物質	90	60
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （鉍物油含有量）	30	30
大腸菌群数	3、000	3、000
窒素含有量	60	30
りん含有量	10	5

備考

- 1 許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、大腸菌群数については排水1立方センチメートルにつき個数とし、その他の項目については排水1リットルにつきミリグラム数とする。
- 2 この表に掲げる基準は、鹿島川及びこれに流入する公共用水域に排水を排出し、1日当たりの平均的な排水の量が10立方メートル以上である小規模事業場に係る排水について適用する。
- 3 既設、新設の区分は、平成11年3月31日以前に特定施設が設置され、又は設置の工事に着手された小規模事業場を既設とし、その他のものを新設とする。
- 4 この表に掲げる基準は、水質汚濁防止法第2条第4項に規定する特定事業場に係る排水については適用しない。

別表第3

項 目	許 容 限 度	
	既 設	新 設
水素イオン濃度	5.8以上8.6以下	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	40	40
浮遊物質	110	110
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱物油含有量)	5	5
フェノール類含有量	5	5
銅含有量	3	3
亜鉛含有量	5	5
溶解性鉄含有量	10	10
溶解性マンガン含有量	10	10
クロム含有量	2	2
ふっ素含有量	15	15
大腸菌群数	3、000	3、000
窒素含有量	120	120
りん含有量	16	16

備考

- 1 許容限度の単位は、水素イオン濃度については水素イオン指数、大腸菌群数については排水1立方センチメートルにつき個数とし、その他の項目については排水1リットルにつきミリグラム数とする。
- 2 既設、新設の区分は、平成11年3月31日以前に特定施設が設置され、又は設置の工事に着手された小規模事業場を既設とし、その他のものを新設とする。
- 3 この表に掲げる基準は、水質汚濁防止法第2条第4項に規定する特定事業場に係る排水については適用しない。